平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第2・四】

(独立行政法人名:独立行政法人日本スポーツ振興センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程 等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	『な辛初めによこぞえた但かい東西	随意契約によらざ るを得ない場合 の根拠区分	
toto販売店チケット用ロール紙 の製造	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興 センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年7月12日	大日本印刷株式会社 東京都新宿区榎町7番地	チは、	非公開	25,500,000	-	0	チケットロール紙の仕様は、外形、発色性、印字保存性等の端末との適合性のほか、偽造防止策として複数のセキュリティ技術技術には、開発を行った大日本印刷株式会社の独自の技術が含まれる。また、当該セキュリティ技術は、偽造防止及び真贋判定を目的としての公開になじまないため。	19	

[記載要領]

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1~19)の番号を記載している。
- 1:法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
- 2:条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- 3:閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
- 4:地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- 5: 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
- 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- 7:防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
- 8:電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
- 9:郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)

- 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
- 11:美術館等における美術品及び工芸品等の購入
- 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
- 13:緊急の必要により競争に付することができない場合
- 14:競争に付することが不利と認められる場合
- 15:秘密の保持が必要とされている場合
- 16:競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合
- 17:特例政令に相当する規定に該当する場合
- 18:国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
- 19:その他、類型区分に分類できないもの